

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5年 11月29日(水) 午後1時30分から

2. 開催場所 津別町役場 2F 大会議室

3. 出席委員(全員)

会長	11番	巴	敏	博
委員	1番	川	瀬	保子
	2番	安	部	仁
	3番	青	山	秀樹
	4番	小	林	正弘
	5番	嶋	田	治仁
	6番	乃	村	浩継
	7番	松	田	耕治
	8番	五	島	栄一
	9番	上	野	安男
	10番	細	川	幹生

4. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	報告第19号 農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
第5	報告第20号 農地移動適正化あっせんの結果について
第6	報告第21号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
第7	議案第26号 賃貸借の合意による解約について
第8	議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
第9	議案第28号 農用地利用集積計画の承認について

5. 農業委員会事務局職員

局長	迫	田	久
行政専門員	藤	原	勝美

6. 会議の概要

事務局長： 定刻より早い時間ですが、ただ今から令和5年第10回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。 会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長： 皆さんこんにちは、第10回農業委員会総会におきまして、お忙しいなか、出席下さいましてありがとうございます。

今年も早いもので残すところ、あと1カ月となりましたが、11月に入り暖かい日も続いておりましたが、ここ何日間は冷え込みが厳しくなったり、暖かくなったりで体調の変化には気を付けてもらいたいと思います。町内においても、コロナとかインフルエンザが流行っており、十分に注意してもらいたいと思います。

それでは今日の議案、慎重審議の上取り進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長： ただいまの出席委員は、全員です。

津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達していますので、会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

議長： 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名委員に1番 川瀬委員、2番 安部委員を指名いたします。

議長： 日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長： 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長： 日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処理に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

本日、榎係長が所用により欠席のため、説明につきましては、事務局長の私のほうから行いますので、よろしくお願いいたします。

議長： 続きまして日程第4 報告第19号「農地所有適格法人の要件確認結果について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 報告第19号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」について報告します。報告があったのは全部で4件です。(有)ともえ牧場、(有)真鍋農産、(株)金内農園、(株)丸尾農産の4件です。いずれも農地所有適格法人の要件を満たしている事を確認しております。要件については、隣のページに記載しております。報告は以上です。

議長： 報告終わりました。報告第19号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議長： 質問等が無いようですので、報告第19号については、報告のとおりご了承願います。

議長： 続きまして日程第5 報告第20号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 報告第20号「農地移動適正化あっせんの結果について」報告いたします。

あっせん委員 巴委員・細川委員・川瀬委員

あっせん日 令和5年11月14日 1回 内容 売買

農地の内訳

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

農地の所在 豊永 ●● 1筆 地目 畑

合計面積 23,540㎡

売買価格 ●●円 10a当り ●●円です。

農地の場所は次のページの航空写真に記載しておりますので、ご確認下さい。報告は以上です。

議長： 報告終わりました。報告第20号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第20号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 続きまして日程第6 報告第21号「農地法第3条の3の規定による届出の受理について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 報告第21号「農地法第3条の3規定による届出の受理について」報告いたします。

(所有権の移転)

番号19

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

土地の所在 ●●外 合計2筆

地目 公簿 用悪水路 現況 畑 合計面積 4,411㎡

利用状況 畑 契約種類 相続

土地の引渡し時期 令和●●年●●月●●日 届出理由 死亡による相続

番号20

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●● ●● ●●

土地の所在 ●●外 合計8筆

地目 公簿 畑・田・雑種地 現況 畑 合計面積 59,624㎡

利用状況 畑 契約種類 相続

土地の引渡し時期 令和●●年●●月●●日 届出理由 死亡による相続

番号21

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

土地の所在 ●●外 合計11筆

地目 公簿 畑・牧場 現況 畑・原野

合計面積 112,128㎡ 利用状況 畑 契約種類 相続

土地の引渡し時期 令和●●年●●月●●日 届出理由 死亡による相続

番号 2 2

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

土地の所在 ●●外 合計 3 筆

地目 公簿 畑・山林 現況 畑 合計面積 7 6, 4 3 9 m²

利用状況 畑 契約種類 相続

土地の引渡し時期 令和●●年●●月●●日 届出理由 死亡による相続

番号 2 3

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

土地の所在 ●●外 合計 1 2 筆

地目 公簿 畑・田・山林・原野 現況 畑

合計面積 1 6 9, 4 6 3 m² 利用状況 畑 契約種類 相続

土地の引渡し時期 令和●●年●●月●●日 届出理由 死亡による相続

該当地は次頁に添付しております。ご確認ください。報告は以上です。

議 長： 報告終わりました。報告第 2 1 号について、ご意見ご質問ありましたらお
願いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第 2 1 号については、報告のとおりご了
承願います。

議 長： 続きまして日程第 7 議案第 2 6 号「賃貸借の合意による解約について」
を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 議案第 2 6 号「賃貸借の合意による解約について」を説明します。
賃貸借による合意解約です。

番号 6

賃貸人 北見市 ●●

賃借人 豊永 ●●

土地の所在 豊永 ●● 1 筆 地目 畑

合計面積 2 3, 5 4 0 m² 種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 平成30年11月1日 終期 令和10年11月1日
全契約地 23,540㎡
合意が成立した日 令和5年11月14日

該当箇所は次頁以降に、航空写真を添付しておりますので、ご確認ください。
説明は以上です。

議 長： 説明が終わりました。これより、議案第26号について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。これより議案第26号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第8 議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： これより議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。

(所有権の移転)

番号24

譲渡人 達美 ●●

譲受人 木樋 ●●

土地の所在 共和●●外 合計2筆 地目 公簿・現況 畑

合計面積 6,877㎡

利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡し時期 令和5年11月30日 価格 ●●円

10a ●●円 移転後経営面積 1,463,054㎡

申請理由 譲渡人 農地の有効活用のため

譲受人 農地の経営規模拡大、効率化のため

(賃借権)

番号25

貸主 本岐 ●●

借主 大昭 ●●

土地の所在 本岐●●外 合計 9筆

地目 公簿 畑・宅地・原野・田 現況 畑

合計面積 56,803.94㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和5年11月30日 終期 令和8年11月30日

借賃 ●●円 10a当り ●●円

設定後事業面積 701,142.94㎡

申請理由 貸主 農地の有効活用のため

借主 農地経営規模拡大、効率化のため

(使用貸借)

番号26

貸主 活汲 ●●

借主 活汲 ●●

土地の所在 活汲●●外 合計15筆

地目 公簿 畑・山林・雑種地 現況 畑 合計面積 224,760㎡

利用状況 普通畑 契約種類 使用貸借権

始期 令和5年11月30日 終期 令和15年11月30日

設定後事業面積 318,420㎡

申請理由 貸主 経営継承のため 借主 経営継承のため

番号27

貸主 活汲 ●● 活汲 ●●

借主 活汲 ●●

土地の所在 活汲●●外 合計6筆

地目 公簿・現況 畑 合計面積 93,660㎡

利用状況 普通畑 契約種類 使用貸借権

始期 令和5年11月30日 終期 令和15年11月30日

設定後事業面積 318,420㎡

申請理由 貸主 経営継承のため 借主 経営継承のため

なお、農地法第3条調査書につきましては、本日配布のとおりです。当日配布となりましたこと誠に申し訳ありません。調査書及び該当箇所の航空写真を次頁以降に添付しております。説明は以上です。ご協議よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。これより議案第27号について質疑を行います。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を終結します。これより議案第27号について採決します。
本件は原案のとおり決すことに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 日程第9 議案第28号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第28号「農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。

所有権移転

番号6

移転をする者 札幌市 ●●

移転を受ける者 恩根 ●●

所有権移転する土地 所在 恩根●●外 合計14筆 地目 畑

合計面積 86,850㎡ 移転種類 所有権 内容 普通畑

移転時期 令和5年11月30日

対価 ●●円 10a当り●●円です。

当事者間の法律関係 売買 となっております。

所有権移転

番号7

移転をする者 北見市 ●●

移転を受ける者 豊永 ●●

所有権移転する土地 所在 豊永●● 1筆 地目 畑

合計面積 23,540㎡ 移転種類 所有権 内容 普通畑

移転時期 令和5年11月30日

対価 ●●円 10a当り●●円です。

当事者間の法律関係 売買 となっております

賃貸借

番号 8

設定をする者 豊永 ●●

設定を受ける者 豊永 ●●

利用権を設定する土地 所在 豊永●●外 合計 8筆 地目 畑

合計面積 48,999 m²の内 30,967 m²

設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和5年12月1日 終期 令和8年11月30日

借賃 ●●円 10a 当り●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

賃貸借

番号 9

設定をする者 旭町 ●●

設定を受ける者 最上 ●●

利用権を設定する土地 所在 最上●●外 合計 5筆 地目 畑

合計面積 58,244 m²の内 52,343 m²

設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和5年12月1日 終期 令和8年11月30日

借賃 ●●円 10a 当り●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

賃貸借

番号 10

設定をする者 達美 ●●

設定を受ける者 達美 ●●

利用権を設定する土地 所在 美都●●外 合計 5筆 地目 畑

合計面積 47,091 m²の内 45,000 m²

設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和5年12月1日 終期 令和11年11月30日

借賃 ●●円 10a 当り●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

賃貸借

番号 11

設定をする者 本町 ●●

設定を受ける者 木樋 ●●

利用権を設定する土地 所在 共和●● 地目 畑

合計面積 5, 275 m²の内4, 000 m²
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和5年12月1日 終期 令和10年11月30日
借賃 ●●円 10a 当り●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

賃貸借

番号12

設定をする者 旭町 ●●
設定を受ける者 岩富 ●●
利用権を設定する土地 所在 岩富●● 地目 畑

合計面積 48, 173 m²
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和5年12月1日 終期 令和15年11月30日
借賃 ●●円 10a 当り●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

賃貸借

番号13

設定をする者 共和 ●●
設定を受ける者 美都 ●●
利用権を設定する土地 所在 美都●●外 合計3筆 地目 畑

合計面積 31, 777 m²
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和5年12月1日 終期 令和10年11月30日
借賃 ●●円 10a 当り●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

賃貸借

番号14

設定をする者 美都 ●●
設定を受ける者 美都 ●●
利用権を設定する土地 所在 美都●●外 合計3筆 地目 畑

合計面積 49, 857 m²
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和5年12月1日 終期 令和8年11月30日
借賃 ●●円 10a 当り●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

賃貸借

番号15

設定をする者 上里 ●●

設定を受ける者 上里 ●●

利用権を設定する土地 所在 上里●●外 合計21筆 地目 畑

合計面積 365,604㎡の内250,531㎡

設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和5年12月1日 終期 令和10年11月30日

借賃 ●●円 10a当り●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

賃貸借

番号16

設定をする者 ●● ●● ●● ●●

設定を受ける者 最上 ●●

利用権を設定する土地 所在 達美●●外 合計2筆 地目 畑

合計面積 15,091㎡の内11,261㎡

設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和5年12月1日 終期 令和10年11月30日

借賃 ●●円 10a当り●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

賃貸借

番号17

設定をする者 共和 ●●

設定を受ける者 双葉 ●●

利用権を設定する土地 所在 共和●●外 合計2筆 地目 畑

合計面積 10,519㎡

設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和5年12月1日 終期 令和10年11月30日

借賃 ●●円 10a当り●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

賃貸借

番号18

設定をする者 東岡 ●●

設定を受ける者 札幌市 ●●

利用権を設定する土地 所在 東岡●●外 合計45筆 地目 畑
合計面積 545,939㎡の内465,640㎡
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和5年11月30日 終期 令和15年11月30日
借賃 ●●円 10a当り●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

賃貸借

番号19

設定をする者 札幌市 ●●

設定を受ける者 最上 ●●

利用権を設定する土地 所在 東岡●●外 合計45筆 地目 畑
合計面積 545,939㎡の内465,640㎡
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和5年11月30日 終期 令和15年11月30日
借賃 ●●円 10a当り●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

賃貸借

番号20

設定をする者 札幌市 ●●

設定を受ける者 相生 ●●

利用権を設定する土地 所在 相生●●外 合計6筆 地目 畑
合計面積 44,208㎡の内37,000㎡
設定する利用権 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和5年12月1日 終期 令和10年11月30日
対価 ●●円 10a当り●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

使用貸借

番号21

設定をする者 ●● ●●

設定を受ける者 ●● ●●

利用権を設定する土地 所在 ●●外 合計29筆 地目 畑
合計面積 682,526㎡
設定する利用権 種類 使用貸借 内容 普通畑
始期 令和5年12月1日 終期 令和15年11月30日
当事者間の法律関係 使用貸借 となっております。

使用貸借

番号 22

設定をする者 高台 ●●

設定を受ける者 高台 ●●

利用権を設定する土地 所在 高台●●外 合計 12筆 地目 畑

合計面積 98,086㎡

設定する利用権 種類 使用貸借 内容 普通畑

始期 令和5年12月1日 終期 令和15年11月30日

当事者間の法律関係 使用貸借 となっております。

次頁以降に該当地の航空写真を添付しております。ご確認ください。
以上です。

議 長： 説明が終わりました。これより議案第28号のうち、6番から20番及び22番を先議します。議案第28号のうち、6番から20番及び22番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。
これより議案第28号のうち、6番から20番及び22番について採決します。本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第28号のうち、6番から20番及び22番については原案のとおり可決することに決定いたします。

次に、議案第28号のうち21番について質疑を行います。本件は、津別町農業委員会総会会議規則第15条の規定により、●●委員が議事の参与に制限するため、退席をお願いします。

【●●委員退席後】

議 長： それでは、議案第28号のうち21番について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を終結します。
これより議案第28号のうち21番について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第28号のうち21番は原案のとおり可決することに決定いたします。

【●●委員着席後】

(終了 14時15分)

※協議事項→協議内容別紙記載

議 長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。
これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦勞様でした。

(終了 14時35分)